

第98号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例設定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年八王子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する 条件付採用 になっている職員（市規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する 条件付採用 になっている職員（市規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。